

令和元年度第1回広島県動物愛護管理推進協議会議事概要

令和元年6月24日開催

1 動物愛護管理推進計画における取組（平成30年度）について

（1）取組状況の点検結果

- 平成30年7月豪雨の影響により、一部でイベントの中止・変更や、啓発事業の縮小がみられた。一方、様々な広報媒体を通じた啓発の試みや、愛護団体による適正飼養啓発・不妊去勢手術の促進等の取組が報告された。
- 野良犬猫に係る対策については、各市町等での取組が拡大していた。
- 県動物愛護センター所長から、尾道市で行われた野良猫 TNR モデル事業の結果及び譲渡強化の取組について報告された。

（2）平成30年度動物愛護管理実績

- 県内の犬の収容頭数は、平成29年度と比較してほぼ横ばいであった。一方、猫の収容頭数は減少しており、地域猫活動の推進効果があるものと推測された。
- 殺処分については、動物愛護団体による殺処分対象となった犬猫の全頭引取が平成28年度から続いており、事実上の殺処分がない状態である。
- 狂犬病予防注射については、予防注射接種の推進に加えて、正確な接種率を算出するために、引き続き次のことを実施する必要がある。
 - ・市町において、死亡犬を削除するなど、登録台帳を整理し、正確な登録頭数を計上する。
 - ・飼い犬に狂犬病予防接種を受けさせているにもかかわらず、注射済票の交付を受けていない飼主に対して注射済票の交付を受けるよう指導する。

2 平成30年度重点取組方針への取組結果について

各動物愛護（管理）センター所長から取組結果等について説明があり、了承された。

3 県動物愛護センター移転整備に係る PPP/PFI 導入詳細検討業務委託について

移転整備の進捗について事務局から説明を行った。

4 動物の愛護及び管理に関する法律の改正及び愛玩動物看護師法の制定について

法改正等の状況について事務局から情報提供を行った。

5 広島県災害時動物救護活動マニュアルの改正について

事務局から広島県災害時動物救護活動マニュアルの改正等について説明を行い、了承された。なお、委員から次のとおり意見等があった。

- 災害時の同行避難等を円滑に行うためには、平常時の取組が重要である。普段から、飼い主が自らの責任を自覚し、適正飼養（基本的なしつけや社会化等）に取り組むよう啓発を行う必要がある。
- 今後は関係者にいかにマニュアル（要領）のとおり実行してもらうかが重要になるので、関係各所と調整しながら、実効性のあるものに仕上げたい。